

マージン率などの公開資料

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開いたします。

＜株式会社マツヤマ＞労働者派遣の実績及びマージン率など 令和7年10月1日時点

拠点名称		本社		
拠点の所在地		兵庫県尼崎市塚口町 1-31-13		
派遣労働者数	派遣先事業者数	① 労働者派遣 の料金(1日8時間 当たりの平均)	② 派遣労働者 の賃金(1日8時 間当たりの平均)	マージン率 (① - ②) ÷ ①
413 人	47 事業所	16,816 円	10,904 円	35.15%

* マージン率とは…派遣先より株式会社マツヤマに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

＜労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別＞

労使協定第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結している。

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：(全ての派遣労働者)

当該労使協定の有効期間の終期 : (令和 9 年 3 月 31 日)

＜マージンに含まれる費用＞

社会保険料		健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの会社負担分
有給休暇費用		年次有給休暇取得時にかかる賃金（派遣先への請求はできません）
会社運営経費	健康診断費用	一般検診及び特殊健康診断の受診費用
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費（求人誌及びインターネット等）
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用
	営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費・法定手続費用・事務所費・通信費など
営業利益		労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益

＜教育訓練に関する事項＞

- ・ 資格試験受験費用
- ・ 外部講師によるセミナー参加費用
- ・ 人材派遣のシステム（基礎）
- ・ 情報セキュリティ
- ・ その他会社が必要と認めた教育訓練費

*全ての教育訓練において訓練費用負担は無償、賃金支給は有給とする。

マージン率などの公開資料

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開いたします。

＜株式会社マツヤマ＞労働者派遣の実績及びマージン率など 令和7年10月1日時点

拠点名称			広島	
拠点の所在地			広島県広島市安佐南区古市 3-5-5-104	
派遣労働者数	派遣先事業者数	① 労働者派遣 の料金 (1日8時間 当たりの平均)	② 派遣労働者 の賃金 (1日8時 間当たりの平均)	マージン率 (① - ②) ÷ ①
18 人	7 事業所	17,040 円	11,840 円	30.51%

* マージン率とは…派遣先より株式会社マツヤマに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

＜労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別＞

労使協定第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結している。

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：(全ての派遣労働者)

当該労使協定の有効期間の終期 : (令和 9 年 3 月 31 日)

＜マージンに含まれる費用＞

社会保険料		健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの会社負担分
有給休暇費用		年次有給休暇取得時にかかる賃金（派遣先への請求はできません）
会社運営経費	健康診断費用	一般検診及び特殊健康診断の受診費用
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費（求人誌及びインターネット等）
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用
	営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費・法定手続費用・事務所費・通信費など
営業利益		労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益

＜教育訓練に関する事項＞

- ・ 資格試験受験費用
- ・ 外部講師によるセミナー参加費用
- ・ 人材派遣のシステム（基礎）
- ・ 情報セキュリティ
- ・ その他会社が必要と認めた教育訓練費

* 全ての教育訓練において訓練費用負担は無償、賃金支給は有給とする。